

議員提出議案第1号

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成31年3月5日

中野区議会議長 いでい 良輔 殿

提出者 中野区議会議員 伊東 しんじ
高橋 かずちか
小林 ぜんいち
平山 英明
大内 しんご
酒井 たくや
長沢 和彦

中野区議会委員会条例の一部を改正する条例

中野区議会委員会条例（昭和42年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務委員会の項中「政策室、経営室」を「企画部、総務部」に改め、同表区民委員会の項中「区民サービス管理部」を「区民部」に改め、同表厚生委員会の項中「地域支えあい推進室」を「地域支えあい推進部」に改め、同表建設委員会の項中「都市政策推進室、地域まちづくり推進部及び都市基盤部」を「都市基盤部及びまちづくり推進部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に総務委員会、区民委員会、厚生委員会、又は建設委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ改正後の中野区議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務委員会、区民委員会、厚生委員会又は建設委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとし、その任期は、それぞれ改正前の中野区議会委員会条例に規定する総務委員会、区民委員会、厚生委員会又は建設委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に総務委員会、区民委員会、厚生委員会又は建設委員会において継続して審査又は調査をすべきものとされている事件については、それぞれ新条例に規定する総務委員会、区民委員会、厚生委員会又は建設委員会に付託された事件とみなす。

（提案理由）

中野区組織条例の施行に伴い、総務委員会、区民委員会、厚生委員会及び建設委員会の所管を定める規定を改める必要がある。